○内閣府告示第四百九十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第七百五十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　藤枝市及び島田市

二　地域再生計画の名称　ＩＣＴで人の流れを呼び込む教育・産業づくり推進プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　藤枝市及び島田市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）及び地域再生戦略交付金（五の六）

○内閣府告示第四百九十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百二十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　伊豆市

二　地域再生計画の名称　伊豆市コンパクトタウン＆ネットワーク計画

三　地域再生計画の区域の範囲　伊豆市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第四百九十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第千百二十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　愛知県

二　地域再生計画の名称　（健康寿命延伸×農林水産業強化）愛知プロジェクト

三　地域再生計画の区域の範囲　愛知県の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第五百号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第七百九十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　三重県多気郡明和町

二　地域再生計画の名称　歴史と自然が彩るおもてなしのまちづくり再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　三重県多気郡明和町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第五百一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第八百八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府、京都市、綾部市、宇治市、亀岡市、城陽市、長岡京市、八幡市、南丹市及び木津川市並びに京都府綴喜郡井手町及び宇治田原町、相楽郡精華町並びに船井郡京丹波町

二　地域再生計画の名称　京都全域における地域づくりと一体となった広域観光地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　京都府の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第五百二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第八百九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　京都府、京都市、舞鶴市、城陽市、八幡市、京田辺市及び木津川市並びに京都府乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡宇治田原町並びに相楽郡和束町及び精華町

二　地域再生計画の名称　京都府における移住促進、文化産業形成、府民総活躍による地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　京都府の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第五百三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第八百四十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　大東市

二　地域再生計画の名称　職住楽超近接のまちづくり（エリアマネジメントを通じたまちの再生、賑わい、しごとづくり）

三　地域再生計画の区域の範囲　大東市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第五百四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第八百五十二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　豊岡市

二　地域再生計画の名称　豊岡で暮らすことの価値を磨き自信と誇りの持てるまち推進

三　地域再生計画の区域の範囲　豊岡市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第五百五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第八百七十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年十二月十三日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三